

令和4年1月27日

保護者 各位

岡山県立倉敷天城中学校・高等学校
校長 白神 敬 祐

新型コロナウイルス感染症に関する本校における対応について（ご連絡）

平素から、本校の教育活動へのご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、県立学校の行動基準等に基づき、本校においても取り組んでいるところですが、本県においても若年層を中心に新規感染者が急増していることなどを踏まえ、1月27日からまん延防止等重点措置が適用されることとなりました。

つきましては、本県の感染状況は引き続き「レベル2」で、新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の行動基準についても、「レベル2」が維持されますが、学校でクラスターが頻発し、感染が急に拡大している状況であり、オミクロン株の特性に対応する必要があるため、1月27日から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における「レベル3」相当の対応をとることとし、次のとおり学校における感染症対策を強化することとしますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染状況については、日々変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があります。保護者向けメール配信サービスや本校の公式ホームページに最新情報を随時掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

記

○「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」における「レベル3」相当の対応をとることによる変更点

1 授業形態

- ・生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保して、座席を配置します。確保が難しい場合には、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、感染リスクを下げる環境を確保した上で、授業を実施します。
- ・感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は行いません。
- ・感染者が確認された場合、ただちに学級閉鎖を行い、感染の広がりが考えられる場合には、学年閉鎖、全校全体での臨時休業等を行い、速やかにオンライン授業に切り替えたり、一部の生徒が登校できない状況になった場合に授業配信等を行ったりすることで、学びの継続に取り組めます。ただし、感染者の感染経路において、家庭内感染が明らかで、一定期間学校に登校していない場合などは、県教育委員会と協議の上、学級閉鎖等の措置を取らない場合があります。

2 学校行事

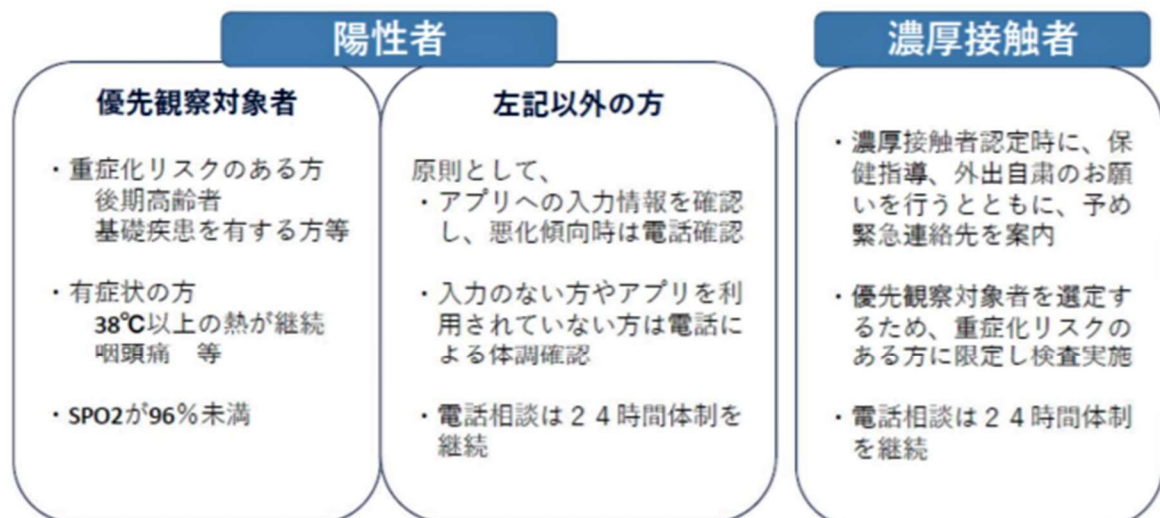
- ・学校行事は、生徒等の健康・安全の確保等を踏まえ、生徒等の実態に応じて、延期や中止、規模を縮小しての実施を検討します。

3 その他

- ・現在、新規陽性者及び濃厚接触者の急増により、保健所や自宅療養サポートセンターがひっ迫していることから、リスクの高い方を優先してフォローアップを行う、「保健所における自宅療養者健康観察の重点化」（「下図」参照）が図られているところですが、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」において、無症状の濃厚接触者について、行政検査の結果、陰性であれば、受験が認められるとされていることを踏まえ、特例的に大学入試を控えている受験生については、保健所が検査に対応することになっていますので、必要が生じた場合には、適宜保健所にご相談いただくようお願いいたします。

県保健所における自宅療養者健康観察の重点化

新規陽性者及び濃厚接触者の急増により、保健所や自宅療養サポートセンターがひっ迫していることから、リスクの高い方を優先して、フォローアップを行う。



上記と同時に、保健所及び自宅療養サポートセンターの体制拡充を図る

<学校への協力要請>

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 中学校・高等学校・大学等においては、オンライン授業など授業方式の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛すること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 飲食の際は、黙食を徹底するとともに、同一テーブル4人以下、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させず、早期の受診を促すこと

県民の皆様へ

【特措法第31条の6第2項に基づくもの】

- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 4つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 外出する必要がある場合にも、混雑した場所や感染リスクが高い場所や時間を避けて行動すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に依拠していない飲食店等の利用を自粛すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は行わないこと
- 発熱等の症状がなく、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県内在住者は、無料検査を受検すること

【法に基づかない働きかけ】

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ワクチンの接種を受けること



© 岡山県「ももち」

岡山県 まん延防止等重点措置期間 4つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★会食は **4** 人以下2時間以内で、家族や毎日顔を合わせている人たちと

★ **3** 密は一つの密でも避けて、手洗い、換気を徹底

★ 不要不急の都道府県間の移動、特に感染拡大地域との往来は極力控え、

※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査による緩和措置は適用しない

移動前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

★ ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを **0** に近づけよう！

※感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

3

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



○ 不織布マスクを正しく着用

不織布マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○ 話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○ 食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

飲食するときは黙食の徹底を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

4